

<参考> 経団連生物多様性宣言 行動指針(2009/3/17制定)

生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針(2010/10/26制定)

経団連生物多様性宣言行動指針は、同宣言を受けて、経団連加盟の各企業が生物多様性に貢献するための具体的な行動に取り組む際の「道しるべ」として2009年3月に制定され、その後4回の改訂を経て継続的に最新化されている。また生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針は経団連生物多様性宣言行動指針の引用であり、同宣言の趣旨に賛同し、生物多様性に貢献する活動を自ら実践する意思を表明する生物多様性民間参画パートナーシップ参加企業が行う活動の例示としてCBD-COP10開催時に制定。

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す

- 1-1 生物多様性や自然の恵み(生態系サービス)の重要性を認識し、経営の基本に反映させる。
- 1-2 生物多様性問題に配慮するよう、経営者はビジョンを確立し、リーダーシップを発揮する。

2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する

- 2-1 事業計画の立案等にあたっては、関係する国内外の生態系、地域社会に及ぼす影響などに配慮する。
- 2-2 遺伝資源の利用にあたっては、提供者と利用者がともに利益を享受できるよう努める。

3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む

- 3-1 自らの事業活動による生物多様性への影響の把握・分析、及び事業の進め方の改善に努める。
- 3-2 実質的に生物多様性保全に資する事業活動に努め、生物多様性の経済的評価に基づく取引やオフセット等の利用は慎重に行う。
- 3-3 自らの事業活動に関わらない生物多様性問題についても、社会貢献活動として取り組む。

4. 資源循環型経営を推進する

- 4-1 自らの事業活動はもとより、商品・サービスのライフサイクルにも着目した省資源、省エネルギー、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を、継続的に推進する。

5. 生物多様性に学ぶ産業・暮らし・文化の創造を目指す

- 5-1 自然の摂理と伝統に学ぶ技術開発を推進し、生活文化のイノベーションを促す。
- 5-2 生物多様性保全に寄与する技術の開発、普及に努める。
- 5-3 既に自然の恵みが損なわれている地域において事業活動を行う場合には、生物多様性の回復を促すよう努める。

6. 国内外の関係組織との連携・協力に努める

- 6-1 N G O、教育・研究機関、地方自治体等とのコミュニケーションの拡充、連携・協力に努める。
- 6-2 生物多様性問題の取組みに関する情報の適切な発信、及び共有を図る。

7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

- 7-1 従業員に対する自然環境教育を、地域社会、N G O等と連携して、積極的に実施する。
- 7-2 社会全体の生物多様性を育む意識の向上に努める。